

お知らせ

－ 入札公告における特殊法人等について －

1 特殊法人等の定義

特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）及び適正化法施行令（以下「政令」という。）に定められた法人等です。また、別の法令により適正化法の特殊法人等とみなす旨の規定がなされている法人等（例えば、国立大学法人法に基づく国立大学法人）も含まれます。

2 留意点

特殊法人等については、ある時点から適正化法の対象から除外されているものや名称が変更されているものがありますので、入札参加の申請にあたり、企業又は配置予定技術者の実績を特殊法人等が発注した工事（又は業務）とする場合には、次の点に留意して下さい。

- ① 実績としようとする工事（又は業務）の原契約締結時点で、その工事（又は業務）の発注者が上記の定義に当てはまるものであること。
- ② 特に、実績としようとする工事（又は業務）の発注者が、適正化法以外の法律に基づいて特殊法人等とみなされる者である場合には、根拠法令を十分に確認して頂きたいこと（申請時に関連資料を求める場合があります）。

以 上

（参考）適正化法に基づく特殊法人等（政令掲載順、令和元年10月1日現在）

首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、沖縄科学技術大学院大学学園、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構